

令和6年第9回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和6年9月6日（金） 午前9時30分～午前10時00分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	3番：告宮 幸一
4番：塚本 壽	5番：田口 昭広	6番：坂口 武八
7番：寺本 真理子	8番：尾上 春樹	9番：山田 和治
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：中川 光春
4番：矢野 解光	7番：毛利 貞幸	8番：坂口 恵美子
9番：岩崎 健	10番：福浦 昌則	11番：木川 保
12番：道崎 伸二	13番：西村 隆	14番：徳永 健次
15番：淵上 米作		

（欠席：2名）

5番：田口 宗一	6番：柿崎 重美
----------	----------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：福田 鉄也
係 長：大浪 和典	主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1	報告第17号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第18号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積・配分計画の認可について
日程第3	議案第31号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第32号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和6年第9回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、6番の〇〇委員、7番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第17号、農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 3番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 議案書の2ページをお願いします。 4番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 なお、今回報告しました1番から4番の案件については、報告第18号により農地中間管理機構を通じた賃貸借契約が締結される予定です。また、5番の案件については、議案第31号により農地法第3条の所有権移転が行われる予定です。

	以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 17 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 17 号については、これで終わります。 次に、報告第 18 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積・配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをお願いします。 報告第 18 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積・配分計画の認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用集積・配分計画が熊本県知事により認可されたので報告するものです。 1 番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 1 年 8 カ月間です。 2 番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 1 年 8 カ月間です。 3 番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 2 年 8 カ月間です。 4 番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 5 年間です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 18 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 18 号については、これで終わります。 次に、議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、芦北町役場田浦支所の南側、約250mの場所を含む、全部で2筆です。

現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっていますが、譲り受けたあとは柑橘等を植栽し、適正に管理するとのことでした。

総会資料の2ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は町外に居住しており、耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、県立芦北高等学校の南東側、約300mの場所です。

現地確認ですが、申請地は、平成15年より譲渡人・譲受人の間で賃借されており、譲受人が、組合員のための育苗施設として利用しており、譲り受けたあとも、引き続き育苗施設として適正に管理するとのことでした。

総会資料の4ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は申請地を譲受人に賃借していたが、譲受人の要望もあり、正式に売り渡す。譲受人は、組合員のための水稻の育苗施設が必要なため、申請地を買い受け、耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、譲受人は、農地所有適格法人ではありませんが、定款に「組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業」が定められており、その事業に伴う従業員も確保され、今までの賃貸借の実績もあることから問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、黒岩公民館の南側、約150mの場所を含む、全部で7筆です。

	現地確認ですが、申請地のうち、畑の一部については、茶葉や栗・柿などが栽培され、その他の畑や田は休耕地となっていました。譲り受けたあとは、柿や栗、野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の6ページをお願いします。契約の種類は贈与です。 申請理由ですが、譲渡人は申請地を相続により取得したが、耕作管理ができないため、町内に居住している弟に贈与する。譲受人は申請地を姉から贈与を受け、耕作管理を行うとのことでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、1番の案件について、7番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、2番の案件を5番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。 今後も農地として使用されるとのことでした。
議長	次に、3番の案件を9番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第31号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし)

	異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の5ページをお願いします。 議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。 農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、貸資材置場です。なお、本案件は追認案件で始末書が添付されております。 総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、大岩公民館の南東側、約100mの場所です。 現地確認ですが、申請地は、申請者の経営する建設会社の駐車場兼資材置場に隣接し、令和2年7月豪雨災害以降、土砂置場として利用されていましたが、今回、譲受人が引き続き資材置場として利用したいとのことで、現況は雑種地となっています。申請地周辺に農地は存在しますが、資材置場としての利用計画であり、建築物の建設も予定されておらず、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の8ページ及び9ページをお願いします。配置図を載せています。 配置については、8ページが今回の申請地の計画図で、9ページは既存の駐車場及び資材置場の配置図です。申請地を50センチ程度盛土し、建設資材の仮置場や工事車両置き場、車両の転回場などが計画されており、給水はなく、排水は雨水のみで自然透水及び排水溝を利用し県道沿いの排水路へ排水する計画です。 総会資料の10ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地の広がりとは約0.3haです。 総会資料の11ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は建設業を営んでおり、申請地

を含めた農地を災害土砂置場として許可を得ずに利用していたが、今回、農地として譲渡人に返還する際に一部を自社の資材置場として利用を計画したもので、申請地を個人で取得し、経営する会社に貸借する予定です。土砂置場として利用していたことについては、災害時の緊急措置として利用し、手続きを怠っていたとの始末書が添付されています。

土地の選定及び代替の可能性についてですが、記載のとおり検討されており、代替の可能性はないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部 2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、堆積土砂の仮置場です。なお、本案件につきましては、令和 4 年 2 月に行われました令和 4 年第 2 回総会において、可決されましたが、関係機関との協議が整っていないとの理由で同年 3 月の第 3 回総会において取り下げ願いが提出され、可決されていましたが、今回、関係機関との協議が整ったとのことで申請がっております。

総会資料の 1 2 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、長沢公民館の西側、約 1 5 0 m の場所を含めた全部で 2 5 筆です。

現地確認ですが、申請地は長年耕作されておらず、申請地の東側に県道を挟んだ向かい側に農地は存在しますが、利用しても日照・通風に影響はないと感じました。

総会資料の 1 3 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

排水は雨水のみで自然透水ですが、大雨などを想定し両側に排水路を、平坦部分には側溝を設置することとなっています。

また、河川に隣接する場所については洪水調整池を設ける計画となっています。

なお、橋梁については、現在の橋梁が令和 2 年 7 月豪雨により被災し、道幅も狭く、大型車両が進入できないので、河川上流側に新たに新設する計画となっています。

総会資料の 1 4 ページをお願いします。農地区分図を載せています。

申請地が河川で分断されていますが、農地の広がりはそれぞれ約 2. 0 h a

	と0.5haの併せて2.5haです。 総会資料の15ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、譲受人は、瀬戸石発電所に堆積した土砂を平成24年度より白木の赤尾田地区に搬出しておりますが、事業の早期完了が国から求められたことから事業計画を見直した結果、年間堆砂処理量が増加することから、新たに堆積土砂置場の確保が必要となったため今回申請するものです。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。また、関係機関との協議についても許可及び届出がなされており、問題はありません。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 なお、本案件につきましては、転用面積が3000㎡を超えるため、今回の総会において可決されましたら、今月20日に、熊本県農業会議による「常設審議委員会」で諮問され、承認を受けて県への進達を予定しております。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、1番の案件について、9番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、2番の案件を3番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。 水路についてもなんら問題ないとのことでした。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第31号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。

	所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。
--	---